

令和7・8年度適用
秋田県建設コンサルタント業務等
入札参加資格審査（追加審査）
申請の手引

令和8年5月

秋田県建設部建設政策課

目次

第1	測量、設計及び調査の業務の競争入札の参加資格申請の概要	- 2 -
1	資格審査を行う部門の種類.....	- 2 -
2	審査基準日.....	- 3 -
3	入札参加資格審査の要件.....	- 3 -
4	受付期間.....	- 4 -
5	資格審査の結果通知.....	- 4 -
6	入札参加資格者名簿の有効期間等.....	- 4 -
第2	申請方法	- 5 -
1	申請方法.....	- 5 -
2	申請書類の概要.....	- 7 -
3	共通の申請書類.....	- 10 -
4	申請部門別の書類.....	- 19 -
第3	入札参加資格認定後	- 22 -
1	入札参加資格の取消し.....	- 22 -
2	変更等の届出.....	- 22 -
3	入札参加資格の追加審査.....エラー! ブックマークが定義されていません。	

第1 測量、設計及び調査の業務の競争入札の参加資格申請の概要

秋田県が発注する測量、設計及び調査の業務（以下「建設コンサルタント業務等」という。）の競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次により資格審査申請書及び添付書類（以下「申請書類」という。）を提出し、申請を行ってください。

1 資格審査を行う部門の種類

入札参加資格の認定の審査（以下「資格審査」という。）を行う業務の部門の種類は、次のとおりです。

業務の種類	部門の種類	
測量業務	測量一般 航空測量	地図の調製
土木関係建設 コンサルタント業務	河川、砂防及び海岸・海洋 電力土木 鉄道 下水道 森林土木 廃棄物 都市計画及び地方計画 土質及び基礎 トンネル 建設環境 電気電子	港湾及び空港 道路 上水道及び工業用水道 農業土木 水産土木 造園 地質 鋼構造及びコンクリート 施工計画、施工設備及び積算 機械
建築関係建設 コンサルタント業務	建築一般 建築設備	建築構造
補償コンサルタント業務	土地調査 物件 営業補償・特殊補償 補償関連	土地評価 機械工作物 事業損失 総合補償
地質調査業務	地質調査	
環境調査業務	騒音調査 大気調査 電波調査 土壌調査	振動調査 日照調査 水質調査

2 審査基準日

入札参加資格審査の審査基準日は、**令和8年2月1日**とします。

ただし、測量法、建築士法、計量法及び各登録規程の規定による登録及び測量業務における測量士又は測量士補の保有人数については、**令和8年6月30日**を審査基準日とします。

3 入札参加資格審査の要件

(1) 共通事項

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しない者であること。
- ② 申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、集団的に又は常習的に暴力行為を行うおそれのある組織の関係者でないこと。
- ③ 県税（地方消費税を含む。）に滞納がないこと。
- ④ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入し、かつ、これらの保険料に滞納がないこと（適用除外事業所又は加入義務がない事業所を除く。）。

(2) 各部門別

① 測量業務に係る部門

- ・ **令和8年6月30日**（以下「登録等の基準日」という。）現在、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けていること。
- ・ 登録等の基準日現在において、測量士又は測量士補を3名以上（うち測量士を2名以上）有していること。
- ・ **令和8年2月1日**（以下「審査基準日」という。）の直前2営業年度内において、測量業務に係るいずれかの部門について実績高があること。

② 土木関係建設コンサルタント業務に係る部門

- ・ 登録等の基準日現在、認定を受けようとする部門（以下「申請部門」という。）について、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定による登録を受けていること。
- ・ 審査基準日の直前2営業年度内において、申請部門について実績高があること。

③ 建築関係建設コンサルタント業務に係る部門

- ・ 登録等の基準日現在、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていること。
- ・ 審査基準日の直前2営業年度内において、建築関係建設コンサルタント業務に係るいずれかの部門について実績高があること。

④ 補償コンサルタント業務に係る部門

- ・ 登録等の基準日現在、申請部門について補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項の規定による登録を受けていること。
- ・ 審査基準日の直前2営業年度内において、申請部門について実績高があること。

⑤ 地質調査業務に係る部門

- ・登録等の基準日現在、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項の規定による登録を受けていること。
- ・審査基準日の直前2営業年度内において、実績高があること。

⑥ 環境調査業務に係る部門

- ・騒音、振動、大気又は水質調査部門を希望する場合、登録等の基準日現在、申請部門について計量法（平成4年法律第51号）第107条の規定による登録を受けていること。
- ・審査基準日の直前2営業年度内において、申請部門について実績高があること。

4 受付期間

令和8年7月1日 9時から7月7日 17時まで

※受付期限までに電子申請によるデータが到達していない場合は、いかなる理由があっても受け付けませんので、ご注意ください。

※申請書類に不足や入力漏れがある場合、または提出された申請書類では資格要件を満たしていることが確認できない場合は、資格審査を行いません。

5 資格審査の結果通知

入札参加資格は、秋田県が定める審査基準に従い認定されます。その結果については、令和8年7月下旬以降に申請者へ通知します。

6 入札参加資格者名簿の有効期間等

資格審査の結果、入札参加資格があると認められた者については、令和7・8年度摘要建設コンサルタント業務等入札参加資格者名簿に登載され、秋田県公式ウェブサイト等において公表されます。なお、**入札参加資格者名簿の有効期間は令和8年8月1日から令和9年4月30日まで**です。

第2 申請方法

1 申請方法

インターネットによる電子申請です。

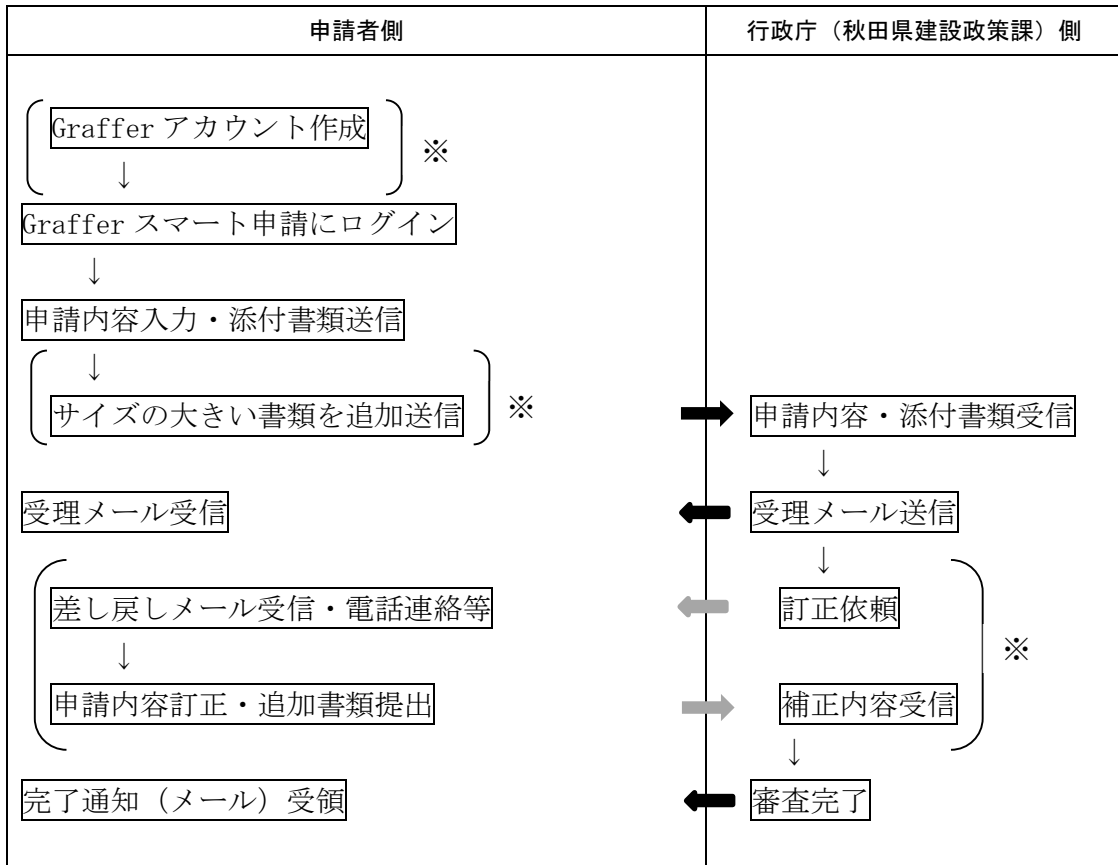
(1) 電子申請のための事前準備

- ① 下記の機器等を準備してください。
 - ・インターネットに接続されているパソコン・タブレット等の端末
 - ・電子メールアドレス
 - ※アカウント作成のために使用します。アカウント作成に当たっては、LINE や Google アカウントの情報を使用することも可能です。
- ② 電子申請を行うためのシステムは「秋田県電子申請・届出サービス (以下「Graffer」という。)」です。下記の URL 内にあるリンクからアクセスしてください。
- ③ 本書「2 申請書類の概要」7ページから9ページに掲載している必要書類の電子データを用意ください。

【秋田県公式ウェブサイト美の国あきたネット (コンテンツ番号 : 89782)】

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/89782>

(2) システム申請フロー



(3) 申請の処理状況について

処理状況については、「【申請内容名】申請受け付けのお知らせ」メール等に記載の URL にアクセスし、ログインすることで、次の対応ステータスから確認できます。

対応ステータス	申請処理の段階
受付済	申請者が電子申請を行った段階 ※申請者側で取下げ可能
処理中	行政庁側で審査している段階 ※申請者側で取下げ不可
完了	審査完了
差し戻し	審査内容の修正が必要であり、差し戻した段階 ※再度申請を行ってください。
取下げ	申請者が申請を取り下げた段階 ※このステータスの場合、審査は行われません。

(4) 申請手続きに不備があった場合

以下の手順により補正してください。なお、補正の連絡はアカウント登録の際に入力したメールアドレス宛にメールが届きますので、見落としのないよう注意してください。

- ① アカウント登録の際に入力したメールアドレスあてに「【申請内容名】申請が差し戻されました」というメールが届くため、メール本文に記載の URL にアクセスします。
- ② ログイン画面から（アカウント登録した方法で）ログインします。
- ③ 「入力フォーム」画面で補正する内容を入力するとともに、必要に応じて書類を添付します。
- ④ 「申請内容の確認」画面で入力内容に誤りがないか確認し、「この内容で申請する」をクリックします。
- ⑤ アカウント登録の際に入力したメールアドレス宛に「【申請内容名】申請受け付けのお知らせ」メールが届いたら受付完了です。

※メールによらず、電話により申請内容の確認等を行う場合がありますので、申請フォームに申請担当者名及び連絡先を必ず入力してください。

(5) 受理票について

紙の受理票は発行しません。申請の受付については、申請受付後に送信される「【申請内容名】申請受け付けのお知らせ」メールによりご確認ください。

(6) その他

「【申請内容名】処理完了のお知らせ」メールが受付期間の終了後に届く場合がありますが、申請期間内に申請していれば問題ありません。

2 申請書類の概要

- ・申請書類は次のとおりです。ここでは概要のみ記載しておりますので、各書類の作成、提出準備にあたっては、本書の10ページ以降の説明を必ず読んでください。
- ・様式が定められているものは、所定の様式による提出が必要です。
- ・電子申請に添付できるファイルの形式は「pdf」「docx」「xlsx」「jpg(jpeg)」「zip」のいずれかですが、原則として「pdf」形式で保存してください。なお、「doc」や「xls」は添付できませんので、それぞれ添付可能なファイル形式に変換して添付します。
- ・添付できるファイルのデータ容量は、各様式は「1MB」まで、添付資料は「5MB」までとなっています。データ容量を超過する場合は、一旦申出書を添付し、受付後に送付する受理メールの案内に従って追加で提出してください。
- ・添付する際は提出書類ごとに1つのファイルにまとめてください。なお、「(1)4 測量等実績調書(様式4)」及び「5 契約書等」については、申請する業務ごとにまとめてください。

(1) 共通の申請書類

次の書類は、県内業者(本店が秋田県内にある者)又は県外業者(本店が秋田県外にある者)の別及び申請する業務を問わず、全ての申請者に共通する申請書類です。

通番	提出書類	法人	個人	説明頁
1	申請書(様式1-1~1-4)	◎	◎	10~14
2	営業所一覧表(様式2)	◎	◎	14
3	技術者経歴書(様式3)	◎	◎	14
4	測量等実績調書(様式4)	○	○	15
5	契約書等	△	△	16
6	営業の沿革(様式5)	◎	◎	16
7	登記事項証明書	◎		16
8	審査基準日の直前2事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表	◎		16
9	審査基準日の直前2事業年度における貸借対照表及び損益計算書		◎	16
10	県税に滞納がない旨の納税証明書	○	○	16
11	消費税及び地方消費税に滞納がない旨の納税証明書	◎	◎	17
12	健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入証明書等又はこれに準ずる書類	◎	◎	17
13	雇用保険の保険料の納付済証明書等又はこれに準ずる書類	◎	◎	17・18
14	【契約権限】委任状(様式任意)	△		18
15	定款又は寄附行為	△		18
16	【行政書士】委任状(様式任意)	△	△	18
17	申出書(様式任意)	△	△	18

※◎は必須、○は必須だが省略可能な場合あり、△は該当者のみ

※秋田県では、使用印鑑の届出は不要ですので、提出しないでください。

(2) 申請部門別の申請書類

次の書類は、申請する部門別に必要な申請書類です。

なお、「直前1年度分」とは審査基準日の直前の営業年度を意味し、「直前2年度分」とは審査基準日の直前の営業年度の前の営業年度を意味します。

通番	提出書類		説明頁
I 測量業務に係る部門			
1	測量業者登録通知書	◎	19
2-1	直前1年度分の測量法第55条の8第1項の規定により提出した書類	◎	19
2-2	直前2年度分の測量法第55条の8第1項の規定により提出した書類	○	
3	営業所の登録状況が確認できる登録申請書、変更登録申請書等	△	19
4	【県内業者の場合】 測量士（測量士補）名簿記載事項証明書	△	19
II 土木関係建設コンサルタント業務に係る部門			
1	建設コンサルタント登録（更新）通知書	◎	19
2-1	直前1年度分の建設コンサルタント登録規程第7条第1項の規定により提出した現況報告書	◎	19・20
2-2	直前2年度分の建設コンサルタント登録規程第7条第1項の規定により提出した現況報告書	○	
3	建設コンサルタント規程上の営業所の登録状況が確認できる変更届出書等	△	20
III 建築関係建設コンサルタント業務に係る部門			
1	【県内業者の場合】 建築士事務所登録証明書又は建築士事務所登録（更新）通知書	◎	20
	【県外業者の場合】 建築士事務所登録証明書		
2	受任先とする営業所に係る建築士事務所登録証明書	△	20
IV 補償コンサルタント業務に係る部門			
1	補償コンサルタント登録（更新）通知書	◎	20
2-1	直前1年度分の補償コンサルタント登録規程第7条第1項の規定により提出した現況報告書	◎	20・21
2-2	直前2年度分の補償コンサルタント登録規程第7条第1項の規定により提出した現況報告書	○	

3	補償コンサルタント規程上の営業所の登録状況が確認できる変更届出書等	△	21
V 地質調査業務に係る部門			
1	地質調査業者登録（更新）通知書	◎	21
2-1	直前1年度分の地質調査業者登録規程第7条第1項の規定により提出した現況報告書	◎	21
2-2	直前2年度分の地質調査業者登録規程第7条第1項の規定により提出した現況報告書	○	21
3	地質調査業者登録規程上の営業所の登録状況が確認できる変更届出書等	△	21
VI 環境調査業務に係る部門			
1	【騒音、振動、大気又は水質調査部門を希望する場合】 計量証明事業者登録証明書又は登録簿謄本	△	21
2	【騒音、振動、大気又は水質調査部門を希望、かつ受任先を設定する場合】 受任先とする営業所に係る計量証明事業者登録証明書又は登録簿謄本	△	21

※◎は必須、○は必須だが省略可能な場合あり、△は該当者のみ

3 共通の申請書類

1 申請書（様式 1-1～1-4）

(1) 申請業務（様式 1-1）の記載に当たっての留意事項

① 誓約者について

誓約者欄の下に記載のある内容を確認した上で、住所、商号又は名称、代表者名を記載してください。

② 申請業務について

・「申請」欄には、今回申請する業務について○をします。なお、申請する場合は各法令等に基づく登録が必要です（環境調査業務のうち日照調査、電波調査及び土壌調査の各部門を除く。）。

・「申請区分」欄には、当該業務を新規申請する場合は「新規」に○を、追加申請する場合は「追加」に○をします。

・「直前2年度分決算」及び「直前1年度分決算」には、建設コンサルタント業務等実績高を記載します。なお、申請する業務のみ記載が必要です。

・直前1年度分決算は、審査基準日（令和8年2月1日）の直前の事業年度の終了日において確定した1年間の決算を記載し、直前2年度分決算は、直前1年度分決算の前の1年間の決算を記載します。

・「税込・税抜」欄は記載した決算の税処理方法について該当する方に○をします。

・決算欄には、次の金額を参考に記載してください。

申請者	記入する金額
普通法人	決算報告書の損益計算書の「売上」金額
特例民法法人等	収支計算書総括表の収入の部の「事業収入」金額
個人（青色申告）	確定申告書控えにある損益計算書の「売上（収入）金額」
個人（白色申告）	確定申告書控えの所得金額欄の「営業」金額
組合	決算報告書の損益計算書「売上高」の「当該事業収入」金額

(2) 業務内容（様式 1-2）の記載に当たっての留意事項

・資格審査を希望する部門欄に記載する印の区別について、考え方は次のとおりです。

- 【凡例】◎：各法令等の規定上の営業所が秋田県内にある場合
○：各法令等の規定上の営業所が東北管内（秋田県を除く）にある場合
●：上記以外の場合

ただし、環境調査業務のうち日照調査、電波調査及び土壌調査の各部門については、「各法令等の規定上の営業所」を「納税義務のある営業所」と読み替えてください。

- ※ 「各法令等」とは、測量業務においては測量法、土木関係建設コンサルタント業務においては建設コンサルタント登録規程、建築関係建設コンサルタント業務においては建築士法、補償コンサルタント業務においては補償コンサルタント登録規程、地質調査業務においては地質調査業者登録規程、環境調査業務においては計量法をいいます。
- ※ 環境調査業務を申請する場合、計量証明事業者登録のうち、音圧レベルの登録を有する場合は騒音調査が、振動加速度レベルの登録を有する場合は振動調査が、濃度の登録を有する場合は大気調査及び水質調査が、それぞれ該当する部門になります。
- ※ 入札、契約等の権限を委任するか否かとは、直接は関係ありません。

[例] 本店が東京都の県外業者（測量、土木関係建設コンサルタント及び地質調査を申請）

本店：測量法、建設コンサルタント登録規程及び地質調査業者登録規程の登録あり

宮城支店：測量法及び建設コンサルタント登録規程の登録あり

秋田支店：建設コンサルタント登録規程の登録あり

↓

測量：○、土木：◎、地質：●

- ※ この場合、本店以外に測量、建コン及び地質の申請業務の全てについて営業所登録をしている支店等がないため、入札、契約等の権限は委任できません。本店において入札、契約等を行うこととなります。

この例において、本店以外の支店等で入札、契約等を行いたい場合は、当該支店等を申請業務の全てについて営業所登録するか、又は申請業務を取捨選択することとなります。

例えば、秋田支店を測量、建コン及び地質の全てについて営業所登録した場合、印は次のように変更となり、秋田支店に委任することも可能となります。

↓

測量：○⇒◎、土木：◎、地質：●⇒◎

(3) 技術者保有人数（様式1-3）の記入に当たっての留意事項

- ・申請業務における技術者は次のとおりですので、各業務に従事している「常勤の職員」のみを適正に記入してください。
- ・測量業務の技術者保有人数以外は、資格審査の要件にはなっていませんが、申請書類に虚偽の記載をした場合は、入札参加資格が受けられず、また、資格取得後に発覚した場合には取り消されることがあります。

(資格を証明する書類及び常勤性を確認できる書類を求めることがあります)

① 技術者保有人数について

県内業者は、令和8年6月30日時点の状況で記載してください。

県外業者は、資格審査を申請する日（以下「申請日」という。）の**直前の営業年度の終了日時点**（測量業務及び建築関係建設コンサルタント業務は**令和8年6月30日時点**）の状況で記載してください。

② 常勤の職員について

「常勤の職員」とは、原則として次の条件に該当する者をいい、該当しない場合は常勤の職員として認められませんので、ご注意ください。

- ・ 社会保険適用事業所の場合は、社会保険加入者
- ・ 社会保険適用事業所でない場合は、雇用保険の被保険者で、概ね常時月20日以上勤務している者

③ 複数の資格を有する技術者の取扱いについて

- ・ 1人で2以上の資格を有する場合は、重複して計上しても構いません。

〔例〕 土木関係建設コンサルタント業務の「道路」部門と「下水道」部門を申請し、1人で技術士の「道路」と「下水道」の資格を有する場合は、それぞれに1として計上できます。

- ・ 「技術士」と「RCCM」、「1級」と「2級」、「士」と「士補」等同一部門の資格を重複して有している場合は、それぞれ上位の資格のみを記入してください。

④ 技術者の資格について

各申請業務の技術者については、次の条件に合致する者の人数を記入してください。

【測量業務】

測量士	測量法の規定による登録を受けた測量士
測量士補	〃 測量士補

【土木関係建設コンサルタント業務】

技術士又は同等認定者	技術士法（昭和58年法律第25号）の規定による技術士の登録を受けている者であって、建設コンサルタント登録規程別表の下欄に定める技術管理者となる資格を持つ者又は技術管理者（認定）で、 <u>申請部門に対応するもの</u>
RCCM	（一社）建設コンサルタンツ協会が実施するRCCM登録規則による登録を受けている者であって、選択科目が <u>申請部門に対応するもの</u>
コンクリート診断士	（公社）日本コンクリート工学会による登録を受けた者
一級建築士	建築士法の規定による一級建築士
農業土木技術管理士	（公社）土地改良測量設計技術協会が認定する農業土木技術管理士
林業技士（森林土木）	（一社）日本林業技術協会が認定する林業技士（森林土木）

【建築関係建設コンサルタント業務】

一級建築士	建築士法の規定による一級建築士
二級建築士	〃 二級建築士
木造建築士	〃 木造建築士

【補償コンサルタント業務】

実務経験者、同等認定者又は補償業務管理士	補償コンサルタント登録規程第3条第1号に該当する者（（一社）日本補償コンサルタント協会が付与する補償業務管理士を含む。）であって、申請部門に対応するもの
一級建築士	建築士法の規定による一級建築士
二級建築士	〃 二級建築士
不動産鑑定士	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）の規定による不動産鑑定士
不動産鑑定士補	〃 不動産鑑定士補
土地家屋調査士	土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）の規定による土地家屋調査士
司法書士	司法書士法（昭和25年法律第197号）の規定による司法書士
公共用地経験者	官公庁等に勤務し、公共用地の取得業務に従事した実績がある者

【地質調査業務】

実務経験者又は同等認定者	地質調査業者登録規程第3条第1号イ又はロに該当する者
技術士	技術士法の規定による登録を受けている者であって、第2次試験のうち、建設部門（選択科目を土質及び基礎とするものに限る。）、応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設一般並びに土質及び基礎」又は「応用理学一般及び地質」とするものに限る。）の資格を持つもの
地質調査技士	（一社）全国地質調査業協会に地質調査技士として登録されている者
さく井技能士	職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定によるさく井技能士

【環境調査業務】

技術士又は同等認定者	技術士法の規定による登録を受けている者であって、第2次試験のうち衛生工学部門の受験資格を持つもの又は同等認定者
環境計量士	計量法の規定による環境計量士

⑤ その他

従業員実数には、事務に従事する従業員（常勤の職員に限る。）も含めて記載してください。

(4) 申請業務（様式 1-4）の記載に当たっての留意事項

① 県内業者・県外業者の別

・「県内業者」とは県内に本店のある者を、「県外業者」とは県外に本店のある者をいいます。該当する欄に○をつけてください。

② 納税状況欄

・該当する欄に○をつけてください。なお、滞納がある場合、入札参加資格の要件を満たしませんので、ご注意ください。

③ 社会保険等の加入状況等

・該当する欄に○をつけてください。なお、各保険について「適用除外ではないが加入していない」場合や、加入している場合で保険料を「滞納している」場合は、入札参加資格の要件を満たしませんので、ご注意ください。

④ 営業年数等

・申請日時点の状況について記載します。

2 営業所一覧表（様式 2）

- ・申請日現在で作成します。
- ・本店以外で東北 6 県内に開設している営業所（各法令等の規定上の営業所に限る（環境調査業務のうち、日照、電波及び土壌部門を除く。））の名称を記載し、該当するものがない場合は、「該当なし」と記載します。
- ・「登録を受けている業務」欄には、入札参加資格を申請する業務のうち、各法令・登録規程により営業所が登録を受けている場合「○」を記載します。
- ・各法令又は登録規程により登録されている営業所以外の営業所は記載しないでください。

3 技術者経歴書（様式 3）

- ・申請する業務区分ごとに別様で作成しますが、添付する際は一つのファイルにまとめてください。
- ・県内業者においては、本店を含む全ての営業所について営業所ごとに記載します。
- ・県外業者においては、様式 2 に記載の営業所のうち、秋田県内に所在する営業所について営業所ごとに記載し、該当するものがない場合は、「該当なし」と記載します。

4 測量等実績調書（様式4）

（1）提出を省略できる場合

次の表に記載する条件に該当する場合、測量等実績調書（様式4）を省略できます。

申請業種	省略できる場合
測量	申請部門別の申請書類として提出する「測量法第55条の8第1項の規定により提出した書類」で、 <u>審査基準日の直前2営業年度内においていずれかの部門の実績高（完成した業務）が確認できる場合</u>
土木関係建設 コンサルタント	申請部門別の申請書類として提出する「建設コンサルタント登録規程第7条第1項の規定により提出した現況報告書」で、 <u>審査基準日の直前2営業年度内において、申請するすべての部門の実績高（完成した業務）が確認できる場合</u>
建築関係建設 コンサルタント	省略不可
補償コンサルタント	申請部門別の申請書類として提出する「補償コンサルタント登録規程第7条第1項の規定により提出した現況報告書」で、 <u>審査基準日の直前2営業年度内において、申請するすべての部門の実績高（完成した業務）が確認できる場合</u>
地質調査	申請部門別の申請書類として提出する「地質調査業者登録規程第7条第1項の規定により提出した現況報告書」で、 <u>審査基準日の直前2営業年度内の実績高（完成した業務）が確認できる場合</u>
環境調査	省略不可

（2）記載上の留意事項

- ・審査基準日までに終了した直近の2営業年度内において、**完成した業務のみ**を記載してください。
- ・提出する場合は、独自様式ではなく、必ず秋田県指定の測量等実績調書（様式4）を使用してください。
- ・土木関係建設コンサルタント業務、補償コンサルタント業務及び環境調査業務に係る部門を申請する場合、申請する部門ごとに完成した業務を記載することになっていますので、業務で一括して記載しないでください。

〔例〕「環境調査業務」の「騒音調査部門」と「振動調査部門」を申請する場合

→「騒音調査部門」と「振動調査部門」それぞれについて実績を記載してください。

- ・「申請部門」の欄には、秋田県で設けている部門以外のもの（様式1-2に記載されている部門以外のもの）を記載しないでください。

5 契約書等

(1) 提出が必要な場合

測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、補償コンサルタント業務、地質調査業務に係る部門を申請する場合であって、測量等実績調書(様式4)を省略できない場合、提出が必要です。

(2) 必要な契約書等

測量等実績調書(様式4)に記載した業務について、記載内容の確認が取れる契約書等を添付してください。

6 営業の沿革(様式5)

・商号又は名称の変更、合併又は分割、営業の休止、営業の再開、資本金額の変更、賞罰(行政処分等を含む)等を記載してください。

7 登記事項証明書

・法人の場合は、申請日前おおむね3か月以内に発行された登記事項証明書を添付してください。

8 審査基準日の直前2事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表

・法人の場合は、審査基準日の直前2事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表を添付してください。

9 審査基準日の直前2事業年度における貸借対照表及び損益計算書

・個人の場合は、審査基準日の直前2事業年度における貸借対照表及び損益計算書を添付してください。

10 県税に滞納がない旨の納税証明書

- ・申請日前おおむね1か月以内に発行されたものを添付してください。
- ・県外業者で、かつ、秋田県内に県民税・事業税の納税義務のある営業所等(以下「営業所等」という)を有しない者は、県税に滞納がない旨の納税証明書の提出を省略することができます。ただし、審査基準日から申請日までの間に営業所等を設置した場合は省略できません。
- ・納税額の証明書ではなく、滞納又は未納がないことの証明書ですので注意してください。

11 消費税及び地方消費税に滞納がない旨の納税証明書

- ・申請日前おおむね1か月以内に発行されたものを添付してください。
- ・国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式（その3）の提出を原則としますが、申請者が、個人である場合にあつては同書式（その3の2）、法人である場合にあつては同書式（その3の3）でも差し支えありません。

12 健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入証明書等又はこれに準ずる書類

（1）納入証明書を提出する場合

- ・申請日前おおむね1か月以内に発行されたものを提出してください。
- ・健康保険料及び厚生年金保険料にあつては申請日の属する月のおおむね前々月までの2年間について証明してください。
- ・健康保険組合に加入しているために健康保険料と厚生年金保険料を別々に納入している場合は、健康保険組合から健康保険料の納入証明書を、日本年金機構から厚生年金保険料の納入証明書をそれぞれ取得してください。詳細は健康保険組合又は日本年金機構にお尋ねください。

（2）健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入証明書等に準ずる書類を提出する場合

- ・納入証明書に準ずる書類とは、「保険料納入告知額・領収済額通知書」や「領収印が押された領収書」等をいいます。
- ・健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入証明書に準ずる書類は、申請日の属する月のおおむね前々月までの2年分（連続する24か月分）について提出してください。なお、前々月の「納入告知額・領収済額通知書」が未着の場合は、さらにその前までの2年分（連続する24か月分）でかまいません。
- ・健康保険組合に加入しているために健康保険料と厚生年金保険料を別々に納入している場合は、それぞれ必要となります。
- ・提出された書類で健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入を確認しがたい場合は、納入証明書を依頼する場合があります。

13 雇用保険の保険料の納付済証明書等又はこれに準ずる書類

（1）納付済証明書等

- ・申請日前おおむね1か月以内に発行されたものを提出してください。
- ・労働保険事務組合に労働保険事務を委託している場合であつて、納付済証明書等を添付する場合は、労働保険事務組合から納付済証明書を取得してください。詳細は労働保険事務組合にお尋ねください。
- ・雇用保険料は令和5・6年度について証明してください。

(2) 雇用保険の保険料の納付済証明書等に準ずる書類を提出する場合

- ・令和5・6年度の労働（雇用）保険の保険料申告書及び領収書を提出してください。なお、領収書は納期が到来しているもののみでかまいません。
- ・労働保険に関する事務を労働保険事務組合に委託している場合は、労働保険組合発行の納入通知書及び領収書を提出してください。
- ・領収書がない場合は、口座振替結果のお知らせ等、納付が確認できるものを提出してください。
- ・提出された書類で雇用保険の保険料の納付を確認しがたい場合は、納付済証明書等を依頼する場合があります。

14 【契約権限】委任状（様式任意）

- ・**県外業者**で、支店長等に入札・契約権限を委任する場合、提出してください。
- ・県外業者が入札又は契約の権限を支店等に委任しようとする場合は、受任先は、申請する部門の全てについて、各法令・登録規程による登録を受けている営業所であることが必要です（本書「3 共通の申請書類（2）」10ページから11ページ参照）。

15 定款又は寄附行為

- ・特例民法法人等の場合のみ提出してください。

16 【行政書士】委任状（様式任意）

- ・行政書士等が申請手続を代理で行う場合は、当該申請手続を行う権限について当該代理人に委任する旨の委任状を、合わせて提出してください。

17 申出書（様式任意）

- ・本書「2 申請書類の概要」7ページから9ページに記載している申請書類のうち、「◎（必須）」と記載しているものは、電子申請画面において必ず書類を添付する必要があります。
- ・以下の理由等により添付を省略できる場合や添付できない場合は、代わりに申出書（様式任意）を添付してください。

【添付できない理由例】

- ・適用除外により社会保険等に加入していないため、保険関係の納入状況の書類が提出できない。
- ・最近登録を受けたため、現況報告書を一度も提出したことがない。
- ・添付書類のデータ容量が大きく、必須書類の一部を添付できなかった。

4 申請部門別の書類

以下で「直前1年度分」とは審査基準日の直前の営業年度を意味し、「直前2年度分」とは審査基準日の直前の営業年度の前の営業年度を意味します。

I 測量業務に係る部門

(1) 測量業者登録通知書

- ・登録等の基準日時点で有効な通知書を添付してください。

(2) 測量法第55条の8第1項の規定により提出した書類

- ・法人の場合には、測量法第55条の8第1項の規定により提出した書類のうち、貸借対照表及び損益計算書の添付を省略することができます。ただし、測量法施行規則（昭和24年建設省令第16号）第13条第1項第1号に規定する「財務に関する事項を記載した一覧表（財務事項一覧表）」は省略できません。
- ・電子申請した場合は、申請の受理状況がわかる受付画面のコピー等を合わせて提出してください。
- ・直前1年度分でいずれかの部門の実績が確認できる場合、直前2年度分の書類は省略できます。

(3) 営業所の登録状況が確認できる登録申請書、変更登録申請書等

- ・「測量業者登録通知書」や「測量法第55条の8第1項の規定に基づく書類」では申請者の営業所登録状況を確認することができませんので、特に、本社とは別に受任者を設定する場合は、測量法に基づく営業所の登録状況を確認するため、登録申請書又は変更登録申請書等を添付してください。

(4) 測量士（測量士補）名簿記載事項証明書

- ・**県内業者**は、技術者経歴書（様式3）に記載した測量士（測量士補）に係る測量士（測量士補）名簿記載事項証明書を添付してください。
- ・**申請日前おおむね1か月以内**に発行されたものを提出してください。
- ・測量士（測量士補）の登録証明書は認められませんので、ご注意ください。

II 土木関係建設コンサルタント業務に係る部門

(1) 建設コンサルタント登録（更新）通知書

- ・登録等の基準日時点で有効な通知書を添付してください。

(2) 建設コンサルタント登録規程第7条第1項の規定により提出した現況報告書

- ・国土交通省の確認を受けたものを提出してください。なお、電子申請のため確認印が押印されていない場合は、確認済みであることがわかる受付画面のコピー等を合わせて添付してください。

・建設コンサルタント登録規程第4条第3項第9号若しくは第10号に規定する**貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表**については添付を省略することができます。ただし、各登録規程に基づく現況報告書の「**財務状況一覧表**」については省略できません。

・直前1年度分で申請するすべての部門の実績が確認できる場合、直前2年度分の書類は省略できます。ただし、一部確認できない部門がある場合は省略できません。

(3) 建設コンサルタント規程上の営業所の登録状況が確認できる変更届出書等

・直近の現況報告書の内容から営業所の状況に移動があった場合に提出します。

Ⅲ 建築関係建設コンサルタント業務に係る部門

(1) 建築士事務所登録証明書

・登録証明書は**申請日前おおむね3か月以内**に発行されたものに限りませす。

・登録を受けたときに交付される「登録通知書」ではないので注意してください。なお、**県内の建築士事務所**に限っては「登録（更新）通知書」でも差し支えありません。その場合は、登録等の基準日時点で有効な通知書を添付してください。

・**県内業者**にあつては、別途、**建築関係設計事務所詳細調査票（様式7）**を下記窓口に提出する必要があります。作成方法や提出方法等については、秋田県公式ウェブサイト内の案内ページを確認の上、次の担当に問い合わせてください。

《建築関係設計事務所詳細調査票（様式7）受付窓口》

秋田県 建設部 営繕課 調整・建築チーム

(案内ページ)

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/64339>

(2) 受任先とする営業所に係る建築士事務所登録証明書

・**申請日前おおむね3か月以内**に発行されたものを提出してください。

・提出にあたっては、(1)の記載事項に留意してください。

Ⅳ 補償コンサルタント業務に係る部門

(1) 補償コンサルタント登録（更新）通知書

・登録等の基準日時点で有効な通知書を添付してください。

(2) 補償コンサルタント登録規程第7条第1項の規定により提出した現況報告書

・国土交通省の確認を受けたものを提出してください。なお、電子申請のため確認印が押印されていない場合は、確認済みであることがわかる受付画面のコピー等を合わせて添付してください。

・補償コンサルタント登録規程第4条第3項第7号若しくは第8号に規定する**貸借対照**

表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表については添付を省略することができます。ただし、各登録規程に基づく現況報告書の「**財務状況一覧表**」については省略できません。

・直前1年度分で申請するすべての部門の実績が確認できる場合、直前2年度分の書類は省略できます。ただし、一部確認できない部門がある場合は省略できません。

(3) 補償コンサルタント規程上の営業所の登録状況が確認できる変更届出書等

・直近の現況報告書の内容から営業所の状況に移動があった場合に提出します。

V 地質調査業務に係る部門

(1) 地質調査業者登録（更新）通知書の写し

・登録等の基準日時点で有効な通知書を添付してください。

(2) 地質調査業者登録規程第7条第1項の規定により提出した現況報告書

・国土交通省の確認を受けたものを提出してください。なお、電子申請のため確認印が押印されていない場合は、確認済みであることがわかる受付画面のコピー等を合わせて添付してください。

・地質調査業者登録規程第4条第3項第9号若しくは第10号に規定する**貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表**については添付を省略することができます。ただし、各登録規程に基づく現況報告書の「**財務状況一覧表**」については省略できません。

・直前1年度分の実績が確認できる場合、直前2年度分の書類は省略できます。ただし、一部確認できない部門がある場合は省略できません。

(3) 地質調査業者登録規程上の営業所の登録状況が確認できる変更届出書等

・直近の現況報告書の内容から営業所の状況に移動があった場合に提出します。

VI 環境調査業務に係る部門

(1) 計量証明事業者登録証明書又は登録簿謄本

・騒音、振動、大気又は水質調査部門を希望する場合、**申請日前おおむね3か月以内**に発行されたものを提出してください。

・登録を受けたときに交付される「登録証」ではないので注意してください。

(2) 受任先とする営業所に係る計量証明事業者登録証明書又は登録簿謄本

・騒音、振動、大気又は水質調査部門を希望し、かつ、県外業者であって受任先を設定する場合、**申請日前おおむね3か月以内**に発行されたものを提出してください。

・提出にあたっては、(1)の記載事項に留意してください。

第3 入札参加資格認定後

1 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定を受けた者が次のいずれかに該当する場合には、入札参加資格の全部又は一部を取り消します。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当するに至った者
- ② 測量法、建築士法、計量法及び各登録規程の規定による登録（入札参加資格の認定を受けた業務又は部門に係るものに限る。）を失うに至った者
- ③ 測量業務に係る部門にあっては、測量士又は測量士補を3名以上（うち測量士2名以上）有しなくなるに至った者
- ④ 申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、集团的に又は常習的に暴力行為を行うおそれのある組織の関係者であると認められるに至った者
- ⑤ 営業を廃止した者
- ⑥ 虚偽の申請等により入札参加資格の認定を受けた者
- ⑦ 資格審査に影響を及ぼす重要な事項について申請書等に事実と異なる内容を記載し、又は記載すべき事実を記載しなかった者
- ⑧ 入札参加資格の取消しの申出があった者

また、秋田県建設コンサルタント業務等入札制度実施要綱第7条の規定に基づく必要な届出をしなかった場合、入札参加資格を取り消されることがあります。

2 変更等の届出

入札参加資格の認定を受けた者について、次の①から④までに掲げる事項に変更が生じた場合、又は⑤から⑦までに掲げる事由に該当する場合には、入札参加資格者名簿の記載内容を変更する必要がありますので、必要な届出をしてください。なお、いずれの場合も、変更届出書の様式は、国土交通省で示している「一般競争（指名競争）参加資格申請書変更届」を利用するか、それに準ずる様式で作成してください。

- ① 測量法、建築士法、計量法及び各登録規程の規定による登録に係る登録年月日又は登録部門（入札参加資格者名簿に登載されている部門に係るものに限る。）
※ 登録機関に対して登録の喪失に係る届出をしている場合には、登録機関の收受印を押印した届出書の写し又は登録機関から発行される当該登録を喪失した旨の通知書の写しを添付してください。
- ② 測量法、建築士法、計量法及び各登録規程の規定による登録を受けている営業所
※ 営業所の登録状況が確認できる書類（現況報告書、各登録における変更届出書、登録通知書、登録証明書等）の写しを添付してください。なお、併せて受任先の変更を行う場合は、その旨の変更届と委任状を提出してください。
- ③ 商号、代表者の氏名等
※ 登記事項証明書の写し（受任先がある場合にあっては、併せて委任状）を添付してください。

- ④ 測量士又は測量士補の人数（測量業務に係る部門の入札参加資格の認定を受けている県内業者に限る。）
- ⑤ 営業を廃止した場合
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4第1項（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当するに至った者
- ⑦ 測量業務に係る部門にあつては、測量士又は測量士補を3名以上（うち測量士2名以上）有しなくなるに至った者